聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	一人以上五人以下	170
		六人以上	170＋18×（幼児数－５）
	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	950
		十九人以上百八人以下	950＋24×（児童又は生徒数－18）
		百九人以上	3110＋16×（児童又は生徒数－108）
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	一人以上二十四人以下	1240
		二十五人以上百四十四人以下	1240＋17×（生徒数－24）
		百四十五人以上	3280＋13×（生徒数－144）
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	一人以上二十四人以下	480
		二十五人以上百四十四人以下	480＋20×（生徒数－24）
		百四十五人以上	2880＋13×（生徒数－144）
知的障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	一人以上五人以下	190
		六人以上	190＋18×（幼児数－５）
	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	1070
		十九人以上百八人以下	1070＋27×（児童又は生徒数－18）
		百九人以上	3500＋17×（児童又は生徒数－108）
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	一人以上二十四人以下	1260
		二十五人以上百四十四人以下	1260＋20×（生徒数－24）
		百四十五人以上	3660＋14×（生徒数－144）
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	一人以上二十四人以下	490
		二十五人以上百四十四人以下	490＋22×（生徒数－24）
		百四十五人以上	3130＋14×（生徒数－144）
肢体不自由者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	一人以上五人以下	220
		六人以上	220＋22×（幼児数－５）
	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	1210
		十九人以上百八人以下	1210＋30×（児童又は生徒数－18）
		百九人以上	3910＋21×（児童又は生徒数－108）

病弱者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	一人以上二十四人以下	1570
		二十五人以上百四十四人以下	1570＋22×（生徒数－24）
		百四十五人以上	4210＋17×（生徒数－144）
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	一人以上二十四人以下	590
		二十五人以上百四十四人以下	590＋26×（生徒数－24）
		百四十五人以上	3710＋18×（生徒数－144）
	幼稚部	一人以上五人以下	190
		六人以上	190＋18×（幼児数－５）
	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	870
		十九人以上百八人以下	870＋24×（児童又は生徒数－18）
		百九人以上	3030＋15×（児童又は生徒数－108）
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	一人以上二十四人以下	1160
		二十五人以上百四十四人以下	1160＋17×（生徒数－24）
		百四十五人以上	3200＋13×（生徒数－144）
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	一人以上二十四人以下	480
		二十五人以上百四十四人以下	480＋20×（生徒数－24）
		百四十五人以上	2880＋13×（生徒数－144）

備考

一　小学部及び中学部を置く特別支援学校は、小学部及び中学部の児童及び生徒数を合算した数に対応する面積とする。

二　視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上併せ有する幼児、児童又は生徒は、主たる障害区分に応じて、その数に幼稚部は一・六七、小学部及び中学部は二、高等部は二・六七を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

三　視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の二以上に対する教育を行う特別支援学校の各部の校舎に係る基準面積は、当該部（小学部及び中学部）の全幼児、児童又は生徒数をそれぞれの障害区分の全幼児、児童又は生徒数とみなしてイの表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児、児童又は生徒数により加重平均した面積とする。

ロ　運動場の面積

部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積（平方メートル）
幼稚部	一人以上十人以下	360
	十一人以上	360＋10×（幼児数－10）